

[令和7年9月30日改正、令和8年3月11日施行]

《170～176 》「会員等の外務員の登録等に関する規則」一部改正

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第206条第1項<u>（法第240条の11において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき主務大臣から委任を受けた外務員の登録事務等に関し、<u>必要な事項</u>を定めることにより、外務員の登録制度の<u>適正かつ円滑な運営</u>を図り、もって委託者等の保護に資することを目的とする。</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第2条 定款<u>第42条第1項第2号の規定</u>に基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を規律委員会（以下「委員会」という。）に委任する。</p> <p>(外務員の登録等)</p> <p>第3条 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）は、<u>その役員又は使用人であって、当該会員等のために、法第200条第1項に規定する行為（法第240条の11において準用する場合を含む。以下「外務員の職務」という。）を行う者</u>（以下「外務員」という。）について、本会に<u>備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）</u>に登録を受けなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 <u>第1項の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u></p> <p>(登録外務員の資格要件等)</p> <p>第4条 登録外務員となることができる者（<u>外務員の登録の更新を受けることができる者を含む。</u>）は、会員等の役員又は使用人のうち、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) 過去において外務員の登録を受けたこ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき主務大臣から委任を受けた外務員の登録事務に関し、<u>外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件等</u>を定めることにより、外務員の登録制度の<u>的確、かつ、円滑な運営</u>を図り、もって委託者等の保護に資することを目的とする。</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第2条 定款<u>第45条</u>に基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を規律委員会（以下「委員会」という。）に委任する。</p> <p>(外務員)</p> <p>第3条 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）は、<u>当該役員又は使用人であって、当該会員等のために、法第200条第1項に規定する行為（以下「外務員の職務」という。）を行うもの</u>（以下「外務員」という。）について、本会<u>の行う登録</u>を受けなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(登録外務員の資格要件)</p> <p>第4条 登録外務員となることができる者（<u>登録の更新を受ける者を含む。</u>）は、会員等の役員又は使用人であって、<u>次の各号のいずれかに掲げる要件を備えるもの</u>でなければならない。</p> <p>(1) <u>新規に登録を受けようとする者が過去</u></p>

新	旧
<p>とがない者の登録申請をする場合</p> <p>イ 前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、外務員資格試験等規則（以下「試験等規則」という。）に規定する外務員資格試験（以下「試験」という。）に合格した者</p> <p>ロ 日本証券業協会の定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「JSDA登録等規則」という。）第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、同規則第3条第1項に規定する登録を受けている外務員（同規則第18条第1項又は第2項若しくは第5項に規定する資格更新研修を受講しなければならない者にあつては、当該研修を修了している者に限る。以下「一種証券外務員登録を受けている者」という。）であつて、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験等規則に規定する外務員資格認定講習（以下「認定講習」という。）の受講を修了した者</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 過去において外務員の登録を受けたことがある者の登録申請をする場合</p> <p>イ 前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験に合格した者</p> <p>ロ 登録原簿から抹消された日から6年を超えている者（第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。）のうち、一種証券外務員登録を受けている者であつて、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、認定講習の受講を修了した者</p> <p>ハ 登録原簿から抹消された日から6年</p>	<p>において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験（登録前1年以内のものに限る。）に合格した者であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当し、本会が特に認めた者であること。</p> <p>(3) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、細則に定める再受講等の要件を満たしている者であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>以内の者又は登録原簿から抹消された日から6年を超え、かつ、当該日から継続して当該抹消の申請を行った会員等に所属している者（第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。）のうち、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験等規則に規定する登録更新講習（以下「更新講習」という。）の受講を修了した者</u></p> <p>(3) <u>登録の更新の申請をする場合</u></p> <p>イ <u>前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験に合格した者</u></p> <p>ロ <u>前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、更新講習の受講を修了した者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(4) <u>「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当する者</u></p> <p>2 <u>会員等は、災害その他のやむを得ない事情により、登録の効力を失うまでの期間に前項第3号又は第4号に定める要件を満たすことが困難であると本会が認めた者のうち、登録の更新を受けた後遅滞なく当該要件を満たすことが可能であると見込まれる者について登録の更新の申請をすることができる。</u></p> <p>3 <u>本会は、前項に該当する者であって、登録の更新を受けた後、遅滞なく要件を満たすことができなかつた場合においては、第14条第1項第3号に該当するときとして登録を取り消すものとする。</u></p> <p>(外務員の職務禁止措置)</p> <p>第5条 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第12条第2項の規定による委員会の審議の結果、<u>外務員又は外務員であった者が指導等規則第5条各号に掲</u></p>	<p>(4) <u>登録の更新を受けようとする者においては、次の要件のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>イ <u>本会の実施する登録更新講習（ただし、更新を申請しようとする日前1年以内のものに限る。）を修了した者</u></p> <p>ロ <u>本会の実施する外務員登録資格試験（ただし、更新を申請しようとする日前1年以内のものに限る。）に合格した者</u></p> <p>ハ <u>細則に定める要件に該当する者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(外務員の職務禁止措置)</p> <p>第4条の2 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第12条の規定による委員会の審議の結果、<u>外務員（外務員であった者を含む。）が指導等規則第5条各号に</u></p>

新	旧
<p>げる行為をしたと認めるときは、<u>これらの者が当該行為をした時に所属していた会員等に対し、これらの者につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。ただし、本会がこれらの者に対して第14条第1項の規定に基づく登録外務員の登録の取消し若しくは職務の停止を命ずるとき、又はこれらの者を指導等規則第16条第1項に規定する不都合行為者とするときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>本会は、指導等規則第12条第2項の規定による委員会の審議の結果、会員等の役員若しくは使用人又は役員若しくは使用人であった者（当該会員等の外務員又は外務員であった者を除く。）が指導等規則第5条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、これらの者が当該行為をした時に所属していた会員等に対し、これらの者につき5年以内の期間を定めて外務員の職務禁止措置を講ずる。ただし、本会がこれらの者を指導等規則第16条第1項に規定する不都合行為者とするときは、この限りでない。</u></p> <p>（不都合行為者及び外務員の職務禁止措置者の外務員の職務の禁止）</p> <p><u>第6条</u> 会員等は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者と<u>する者に、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>2 会員等は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者と<u>する者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>3 会員等は、前条の規定に基づく本会の措置に従い、措置の対象となる者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）に外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>（外務員の職務禁止措置者名簿）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p>	<p>掲げる行為をしたと認めるときは、<u>第12条の規定による登録の取消し等を命じる場合又は指導等規則第16条に基づき不都合行為者として取り扱う場合を除き、当該行為時に所属していた会員等に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。</u></p> <p>2 <u>前項は、外務員でない会員等の役員又は使用人について準用する。この場合において、前項中「外務員（外務員であった者を含む。）」とあるのは「会員等の役員又は使用人（会員等の役員又は使用人であった者を含む。）」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は使用人につき」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（不都合行為者及び外務員の職務禁止措置者の外務員の職務の禁止）</p> <p><u>第4条の3</u> 会員等は、指導等規則第16条の規定により本会が一級不都合行為者と<u>して取り扱っている者に外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>2 会員等は、指導等規則第16条の規定により本会が二級不都合行為者と<u>して取り扱っている者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>3 会員等は、前条第1項に規定する外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）に、<u>当該外務員の職務禁止措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p>（外務員の職務禁止措置者名簿）</p> <p><u>第4条の4</u> （略）</p>

新	旧
<p>(外務員の登録等の申請等)</p> <p><u>第8条</u> 第3条第1項の規定による登録又は同条第4項による登録の更新(以下「登録等」という。)を受けようとする会員等は、次に掲げる事項を記載した申請書を本会に提出しなければならない。この場合において、会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の外務員の登録等の申請については、当該商品先物取引仲介業者に代わり、その所属商品先物取引業者である会員(その所属商品先物取引業者である会員が複数あるときは、代表する会員)が本会に提出するものとする。</p> <p>(1) 登録等の申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名(商品先物取引仲介業者の外務員の登録等の申請の場合は、当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称(法人にあっては、その代表者の氏名を含む。))</p> <p>(2) 登録等の申請に係る外務員について次に掲げる事項 イ～ロ (略) ハ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間 ニ (略) (削る)</p> <p>2 前項の申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他細則に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 <u>第3条第4項の登録の更新を受けようとする会員等は、第3条第1項の登録の有効期間の満了日の1か月前(その日が本会の休日に当たるときは、直前の本会の営業日)までに登録の更新の申請をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>会員等は、登録等の申請を、電子情報処理組織を利用する方法であって細則で定めるもの(以下「電磁的方法」という。)により行うことができる。ただし、登録等の</u></p>	<p>(外務員の登録申請等)</p> <p><u>第5条</u> 第3条第1項の規定により登録を受けようとする会員等は、次に掲げる事項を記載した細則に定める登録申請書を本会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名</p> <p>(2) 登録の申請に係る外務員について次に掲げる事項 イ～ロ (略) ハ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間 ニ (略)</p> <p>(3) <u>その他本会が細則に定める事項</u></p> <p>2 前項の登録申請書には、登録を受けようとする者に係る履歴書その他細則に定める書類を添付しなければならない。 (新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>申請を電磁的方法により申請した場合において、本会から、第2項に規定する書類の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(登録等手数料)</u></p> <p><u>第9条</u> 会員等は、外務員の登録等を受けようとするときは、<u>商品先物取引法施行令(昭和25年政令第280号)第26条第1項で定める額の手数料として、1人につき1,000円を本会に納付しなければならない。</u></p> <p><u>(登録及び通知)</u></p> <p><u>第10条</u> 本会は、<u>第8条第1項の申請があったときは、第11条第1項の各号のいずれかに該当するときはを除き、直ちに、氏名、生年月日、その他細則に定める事項を登録原簿に登録するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2 本会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面又は電磁的方法により、その旨を当該外務員に係る登録等の申請書を提出した会員に通知する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>3 会員等は、外務員の登録を受けようとするときは、細則に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。</u></p> <p><u>(登録原簿への登録)</u></p> <p><u>第6条</u> 本会は、<u>前条第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合はを除き、その者の氏名、生年月日、その他細則に定める事項を登録原簿に登録するものとする。</u></p> <p><u>2 第3条第1項の登録の有効期間は6年とし、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(外務員の登録の更新)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>登録の更新を受けようとする会員等は、前条第2項の登録の有効期間の満了の日の1カ月前(当日が休日の場合は、前営業日)までに、次に掲げる事項を記載した所定の外務員登録更新申請書を本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 登録更新申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 登録の更新申請に係る外務員について次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 登録番号</u></p> <p><u>ロ 氏名、生年月日、住所</u></p> <p><u>ハ 役員又は使用人の別</u></p> <p><u>ニ 外務員の職務を行ったことの有無、</u></p>

新	旧
(削る)	<p><u>並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間</u></p> <p><u>ホ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</u></p> <p>(3) <u>その他細則に定める事項</u></p> <p>2 <u>前項の登録更新申請書には、登録の更新を受けようとする者に係る登録更新講習修了証書（更新日前1年以内のものに限る。）の写しその他細則に定める書類を添付しなければならない。</u></p>
(削る)	<p>3 <u>本会は、第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該外務員の登録を更新するものとする。</u></p>
(削る)	<p>4 <u>会員等は、外務員の登録の更新を受けようとするときは、細則に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。</u></p>
(削る)	<p><u>(登録又は登録の更新の通知)</u></p> <p>第8条 <u>本会は、第6条第1項又は前条第3項の規定により外務員の登録又は登録の更新をしたときは、遅滞なく、書面をもって、登録又は登録の更新を申請した会員等（以下「申請者」という。）に通知するものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>(登録外務員についての縦覧)</u></p> <p>第9条 <u>本会は、個人情報保護法に抵触しない範囲内において、外務員の登録、登録の抹消その他登録外務員について必要な事項を、本会の所在地において公衆の縦覧に供するものとする。</u></p>
<p><u>(登録等の拒否)</u></p> <p>第11条 <u>本会は、登録等を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け</u></p>	<p><u>(登録又は登録の更新の拒否)</u></p> <p>第10条 <u>本会は、登録又は登録の更新の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録又は登録の更新を拒否するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>ているときは、その登録等を拒否するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当する者</u> (削る)</p> <p>(2) <u>法第204条第1項（法第240条の11において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者</u></p> <p>(3) <u>登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に所属する外務員として登録されている者</u></p> <p>(4) <u>法第240条の2第1項の登録を受けている商品先物取引仲介業者</u></p> <p>2 本会は、前項の規定により登録等を拒否しようとするときは、<u>あらかじめその旨を当該外務員に係る登録等の申請書を提出した会員に通知し、申請をした者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるために、意見の聴取を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、本会は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行うことを要しない。</u></p> <p>4 <u>本会は、第2項の通知をする場合には、意見を聴取する事項、場所及び期日を明らかにして通知する。</u></p> <p>5 <u>第2項の意見の聴取は公開により行う。ただし、本会が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>本会は、第2項の意見の聴取を行うために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求</u></p>	<p>(1) <u>法第15条第2項第1号イからルまでに掲げる者であるとき。</u></p> <p>(2) <u>登録又は登録の更新に係る申請書（以下「申請書」という。）又はそれらの添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。</u></p> <p>(3) <u>法第204条第1項（同法第240条の11において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消されたことがあるときは、その取消の日から5年を経過していないとき。</u></p> <p>(4) <u>登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に所属する外務員として登録されているとき。</u></p> <p>(5) <u>法第240条の2第1項の規定により商品先物取引仲介業者として登録されているとき。</u></p> <p>2 本会は、前項の規定により登録又は登録の更新を拒否しようとするときは、<u>意見の聴取の期日、場所及び意見の聴取事項を記載した書面を当該申請者又はその代理人に通知するとともに、当該申請者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるために、意見の聴取を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。</u></p> <p>7 本会は、<u>第2項の規定による意見の聴取の結果、登録等を拒否するときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員に係る登録等の申請をした会員に通知するものとする。</u></p> <p>(登録外務員に関する届出及び登録の変更)</p> <p>第12条 会員等は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、所定の届出書により、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。<u>この場合において、会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の外務員の申請については、当該商品先物取引仲介業者に代わり、その所属商品先物取引業者である会員(その所属商品先物取引業者である会員が複数あるときは、代表する会員)が本会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第8条第1項第2号イ又はロに掲げる事項に変更があったとき。</u></p> <p>(2) <u>法第15条第2項第1号イからルまで(同号ニからリまでについては、法に相当する外国の法令の規定又は商品取引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。)</u>のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(削 る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(削 る)</p> <p>2 本会は、前項<u>第1号</u>の届出につき<u>第8条第1項</u>の登録事項に変更があるときは、登録原簿の当該事項を変更するものとする。</p> <p>3 第1項<u>(第3号に係る部分に限る。)</u>の規定により届出を行おうとする会員等は、当該届出に係る外務員に<u>指導等規則第5条</u>に規定する違反等行為がある場合には、当該届出の前に<u>指導等規則第8条第1項</u>又は<u>第22条第1項</u>に規定する違反等行為の届出書及び<u>指導等規則第9条第1項</u>又は<u>第23条第1項</u>に規定する顛末報告書を提出しなければならない。</p>	<p>3 本会は、<u>前項の規定による意見の聴取の結果、登録又は登録の更新を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(登録外務員に関する届出及び登録の変更)</p> <p>第11条 会員等は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、所定の届出書により、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) <u>第5条第1項第2号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 死亡したとき。</p> <p>2 本会は、前項<u>第2号</u>の届出につき<u>第6条第1項</u>の登録事項に変更があるときは、登録原簿の当該事項を変更するものとする。</p> <p>3 第1項第3号の規定により届出を行おうとする会員等は、当該届出に係る外務員に<u>指導等規則第6条</u>に規定する違反等行為がある場合には、当該届出の前に<u>指導等規則第8条</u>又は<u>第22条</u>に規定する違反等行為の届出書及び<u>指導等規則第9条</u>又は<u>第23条</u>に規定する顛末報告書を提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>(合併等に伴う登録の移動)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 商品先物取引業の廃業等に伴う商品先物取引業者間における顧客の建玉の移管に伴い、<u>登録外務員が当該移管先である商品先物取引業者へ出向又は転籍する場合</u></p> <p>(2) 商品先物取引業者が商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行う<u>ことに伴い、登録外務員が当該委託先である商品先物取引仲介業者へ出向又は転籍する場合</u></p> <p>(3) 商品先物取引仲介業者の廃業等に伴い、<u>登録外務員が、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者へ出向又は転籍する場合</u></p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) <u>法第15条第2項第1号イからルまで(同号ニについては、法第332条第1項及び法第342条第1項の許可の取消しに係る部分並びに法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)</u>のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 <u>本会は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を当該外務員に係る登録の申請書を提出した会員に通知する。</u></p> <p>3 <u>本会は、前項の規定による処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告書の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行う。ただし、本会が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(合併等に伴う登録の移動)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>(1) 商品先物取引業の廃業等に伴う商品先物取引業者間における顧客の建玉の移管に伴い登録外務員が出向又は転籍する場合</p> <p>(2) 商品先物取引業者が<u>商品先物取引仲介業者に商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行うために登録外務員が出向又は転籍する場合</u></p> <p>(3) 商品先物取引仲介業者の廃業等に伴い所属商品先物取引業者へ登録外務員が出向又は転籍する場合</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) <u>法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第10条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定による処分の手続きについては、行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところによる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(登録の抹消)</p> <p>第15条 本会は、次に掲げる場合においては、当該外務員に関する登録を登録原簿から抹消する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外務員の所属する会員が解散し、若しくは商品先物取引業を廃止したとき又は会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が死亡し、解散し、若しくは商品先物取引仲介業を廃止したとき。</p> <p>(3) 退職その他の理由により、外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。</p> <p>(4) <u>外務員の登録の効力を失ったとき。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(外務員の登録の拒否等に係る法令との関係)</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、外務員の登録等の拒否及び外務員の登録の取消し等については、行政手続法（平成5</p>	<p>(登録の抹消)</p> <p>第13条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、外務員の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>登録外務員の所属する会員等</u>が解散し、又は会員にあっては商品先物取引業を廃止若しくは許可を取り消され（商品先物取引仲介業者にあっては商品先物取引仲介業を廃止若しくは登録を取り消され）たとき。</p> <p>(3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。</p> <p>(4) <u>登録の更新の申請がなく、第6条第2項の規定により失効したとき。</u></p> <p>(細則の制定)</p> <p>第14条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。</p> <p>(登録事務に関する届出)</p> <p>第15条 本会は、第6条第1項の規定による登録、第11条の規定による届出に係る登録の変更、第12条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第13条の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を主務大臣に届け出るものとする。</p> <p>(商品先物取引仲介業者の外務員に係る登録申請等に関する手続き)</p> <p>第16条 商品先物取引仲介業者の外務員については、所属商品先物取引業者である会員が登録申請等に係る一切の手続きを行うものとする。ただし、所属商品先物取引業者である会員が複数の場合は、当該会員間で主たる会員を定め、当該会員が行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p data-bbox="196 241 783 398"><u>年法律第 88 号) 及び商品先物取引法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則 (平成 6 年農林水産省・通商産業省令第 4 号) に準じて実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="400 488 547 521" style="text-align: center;">附 則</p> <ol data-bbox="172 571 783 1467" style="list-style-type: none"> 1. この改正は、改正の日 (令和 7 年 9 月 30 日) から起算して 6 月を超えない範囲において本会の定める日から施行する。 2. この改正の施行の日 (以下「施行日」という。) 以前に改正前の規則 (以下「旧規則」という。) 第 3 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員については、改正後の規則 (以下「新規則」という。) 第 3 条第 4 項に規定する期間は、旧規則による登録 (登録の更新を含む。以下同じ。) の日から起算するものとする。 3. 施行日以前に旧規則に基づいて行われた登録等の申請については、新規則に基づいて取り扱うものとする。 4. 施行前に旧規則の規定に基づいて行われた処分等であって、新規則にこれに相当する規定があるものは、当該処分等は新規則の規定に基づいて行われたものとみなす。 5. 2 から 4 までに定めるもののほか、新規則の施行に関し必要な措置は、本会会長が定めることができるものとする。ただし、当該措置を定めた場合には、速やかに理事会に報告するものとする。 	